

2022年9月9日
損害保険ジャパン株式会社

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」の取扱いおよび療養証明書（書面）の取扱方法の変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：白川 儀一、以下「損保ジャパン」）は、2020年4月から新型コロナウイルス感染症による入院を補償する商品において、医師の指示に基づく宿泊施設・自宅等での療養について、「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱い（以下「みなし入院」）を実施していますが、今般、政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定すること等を踏まえ、以下のとおりとします。

1. 対象となる商品

新・団体医療保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、海外旅行総合保険、新・海外旅行保険【off!】、健康生活サポート保険【入院パスポート】、特定感染症特約をセットした傷害保険、事業活動総合保険【ビジネスマスター・プラス】、特定感染症危険担保追加条項をセットした医師賠償責任保険等、疾病や特定感染症を補償する商品

2. 「みなし入院」の取扱い

2022年9月26日から、「みなし入院」の対象者を「重症化リスクの高い方^{*}」とします。

※ 以下の方をいいます。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方	左記以外の方
医師に 新型コロナウイルス感染症 と診断された日	2022年 9月25日以前	— (約款上の入院に該当)	○	○
	2022年 9月26日以降	— (約款上の入院に該当)	○	×

【みなし入院の適用範囲】

3. 背景と目的

損保ジャパンの保険約款において「入院」の定義は、「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等としており、これらの条件を全て満たすことによつて入院保険金をお支払いすることになっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け2020年4月以降は、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により入院することができないお客さまに対する特別措置として、宿泊施設や自宅での療養が行われた場合についても「入院」とみなし、保険金をお支払いしてきました。これは保険約款の「入院」の定義には該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること、保健所等で健康観察が行われること等を踏まえ、お客さま保護の観点から時限的措置として開始したものです。

その後、新型コロナウイルスの感染者数が急速に増加する中で、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準となり、入院による治療を必要としない軽症者・無症状者の割合は高まっています。

このような状況の中、今般、政府は新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定するとしました。

こうした状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」の適用範囲について上記のとおりとします。

なお、今後も政府の動向や法令の改正等に応じて、それらを踏まえた対応を行っていきます。

また、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のために、2022年9月2日から、保険金のお支払いにあたり療養証明書の発行を求めないよう変更しています。詳細は損保ジャパンホームページをご確認ください。

以上